

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：82723

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K21462

研究課題名(和文) 明治前期の議事機関における討論の歴史的研究

研究課題名(英文) A Historical Study on Debate of Assembly in the Early Meiji Period

研究代表者

三村 昌司(Mimura, Shoji)

防衛大学校(総合教育学群、人文社会科学群、応用科学群、電気情報学群及びシステム工・人文社会科学群・准教授)

研究者番号：40525929

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、明治前期の議事機関においてどのような討論が行われていたかについて研究した。明治初期の議事機関の公議所では、原理的な正当性の対立によって、時には対立相手の抹殺を狙うこともあった。しかし1870年代に各地で開設された県会では、討論のルールを制定することで討論の実質化がはかられた。

また、議事機関の議員がどのように選出地域を代表して討論に参加しているかについても分析した。柏崎県の郡中議事者は、領域的に編成された地域代表として選任された。しかし、選ばれた郡中議事者たちは、近世的な社会原理に基づき行動していた。つまり、近代的な制度と、近世的な実態の齟齬が郡中議事者の事例においてもみられた。

研究成果の概要(英文)：In this research, I examined the debate of assemblies in the early Meiji period. It became that the members of "Kogisho" (the Assembly in the early years of Meiji period) occasionally tried to kill other member who was opposed to, because they couldn't approve other opinion's fundamental legitimacy. However, in the mid-1870s, the local assemblies could function by making the rule of debate.

In addition, I researched the relation between the member of assemblies and the area at which they were selected. "Gunchu-Gijisha" (a member for debate about production in Kashiwazaki Prefecture in the early years of Meiji period) was selected as the representative of the united area. But the "Gunchu-Gijisha" acted on the basis of the early-modern social principle. There was a discrepancy between the modern system and the pre-modern experience in the case of "Gunchu-Gijisha."

研究分野：日本近代史

キーワード：郡中議事者 公議所 討論 初期県会

## 1. 研究開始当初の背景

日本における明治前期の地方議会を取り扱った研究は、これまで多くの蓄積がなされてきた。おおまかな潮流としては、自由民権運動研究のなかで地方自治を求めて戦った運動の舞台として地方議会を研究したものの、日本の近代的な地方自治の源流と限界を探るために制度史的に研究したものに整理できる。この研究動向の背景には、戦後歴史学において、経済闘争の反映の場として地方議会が研究対象に定められたことがあった。

その後、戦後歴史学が理論的支柱としてきたマルクス主義的歴史学が退潮にむかうにしたがって明治前期地方議会研究も下火となり、さらに1990年代以降国民国家論の隆盛もあって、明治前期地方議会を含む自由民権運動研究は低調となっていた。

しかし、日本社会において近代的な議会制度がどのように定着したかを知るために、明治前期における地方議会の歴史を探究する視角は非常に重要である。同時にこの視点は、歴史から日本社会の民主主義や地方自治の未来を考えるうえでも、重要な意味をもっている。また近年地方分権が重要視される状況にあって、日本社会の歴史性に依拠した地方自治に関する実効性ある議論をするという観点も必要とされている。すなわち、地方議会に関する歴史的研究の意味は、現代社会においても有用性をもつ。ゆえに、その点に関する研究が深められる必要があるのだが、前述のように、1990年代以降は、明治前期地方議会に関する研究が十分深められてきていないという状況があったのである。

そのようななかで、本研究の研究代表者は、議事機関における討論に関する研究について、「公議人の存在形態と公議所における「議論」 三田藩を事例に」(『歴史学研究』842号、2008年)、「近代日本における政治的主体の形成 明治前期の議事機関から」(『日本史研究』618号、2014年)などの研究実績を蓄積してきた。しかしこれらの研究成果においては、明治初年の議事機関である公議所の研究が中心であり、公議所以外の地方の議事についてや、それ以降の明治初年の地方議会についての研究が十分に展開しきれていなかった。そこで、さらに事例研究を蓄積したうえで、明治前期の討論のありようについて歴史的に考察する必要があるという状況であった。

本研究の研究開始当初の背景は、以上のようであった。

## 2. 研究の目的

1で説明したような研究状況をふまえて、本研究では、地方議会において議員たちが「どのように討論をしていたか」を検討することとした。前述したようにこれまでの研究では、運動と制度が主たる研究対象となっており、討論の様相そのものは研究対象となっ

ていなかった。しかし、公開の場で議長のもと自分の意見を開陳し相手の意見を聞くという状態つまり「討論ができていない状態」

は、議会を運営するために現代の私たちに

としては当然の前提である。ただし、近世までは日本社会に議会の経験はなかった。ゆえに、前述したような「当然の前提」も、当然ではなかった。だとすれば、そのような状態において、人々はいかにして近代的制度である議事機関のもとで討論を行い、どのように議事を運用していたのか。

以上の観点は、私たちが「当然の前提」と考えている「討論ができていない状態」が、歴史的な形成物であり、その形成・定着過程を問うという問題意識にもつながる。これはひいては日本の現代における民主主義を考えるうえでも重要な前提条件になると考えられる。本研究では、まず「討論ができていない状態」の歴史的な形成過程の端緒期について探究することとした。

## 3. 研究の方法

明治0年代の議事について、新たな事例を見出すために、柏崎県(現・新潟県)の郡中議事者を研究対象とすることとした。

柏崎県(第2次)は、明治2年の版籍奉還を契機に設置され、明治6年に新潟県に合併されるまで存続した県である。柏崎県では、明治3年11月から5年8月まで各郡から選出される郡中議事者の制度が行われていた。その名の通り、議事を役目とする役職であるため、この郡中議事者の実態分析から、研究の目的に迫ることとした。関連の史料はすでに『柏崎市史資料集』近現代編2 柏崎市史資料(柏崎市、1982年)に掲載されているが、部分的に掲載されている可能性もあり、また関連史料の存在も想定されるため、柏崎市立図書館にて史料調査と収集を行った。同時に関連資料探訪のために、長岡市立中央図書館文書資料室、新潟県立文書館での調査も行った。

加えて本研究においては、柏崎県及び周辺県の政治的動向も考慮しなければならない。新潟県は開港場に指定された新潟を管内に含み、また戊辰戦争では主たる戦場の一部となったことから、その成立までに複雑な区画の変遷を経ている。この点を押さえることが、柏崎県議会及び郡中議事者制度を理解するうえで重要なポイントになる。そこで、新潟県内の自治体史を収集し、また関連の書籍・論考も調査して収集し、柏崎県時代の状況を確実に把握することとした。

また、他地域の事例であり、また時期を異なる事例として、千葉県の関係史料も調査し分析に加えることとした。『千葉県議会史』や『千葉県史』などの関係史料にあたり、明治6~9年の千葉県会の様相を調査することとした。

以上の史料収集と関連研究を集約したう

えで、明治初期の議事機関において議論がどのように展開していたかを考察することにした。

同時に、本研究では日本のみにとどまらず、日本以外の地域の研究事例との比較や、海外での研究発表によって、その成果の発表と研究のさらなる深化をはかることをめざした。そのことによって、日本における議論のありようの展開の特徴を、より明確にすることをめざした。

#### 4. 研究成果

本研究においては、日本の明治前期の議事機関において、議員の議論の様子について解明することができ、その成果は2017年6月第47回明治維新史学会大会での報告「柏崎県における郡中議事者」において発表した。また、歴史科学協議会編『知っておきたい歴史の新常識』に「日本の議会事始め」と題した論説を執筆し、研究成果を広く公開した。

具体的には、千葉県会の様子から、議論のためのルールを定めて、自由勝手な発言や、誹謗のような発言を抑制することで、ある程度議論がスムーズに行われるようになったことが明らかになった。

また、柏崎県郡中議事者の事例を調査した結果、柏崎県郡中議事者が公開の議事機関を設置した形跡については確認できなかった。ただし、柏崎県郡中議事者の一人である金内嘉十郎の事例を調査したところ、議論の前提となる代表制のありようについて考察を加えることができ、研究を深化させることができた。

すなわち、郡中議事者は、錯綜する近世的な所領関係を、「生産」という側面から領域的に再編成しなおしたうえで、その領域的な地域から選出されていることが明らかになった。すなわち、飛び飛びの地域ではなく一円的な地域から代表を選任していた。

しかし、金内嘉十郎の事例を調査した結果、実際の郡中議事者が、旧庄屋のいっせい入れ替えに対して郡中議事者の立場として反対が記録されていたことが明らかになった。すなわち、郡中議事者は制度的に想定された地域代表という役割を超えて、近世的な編成原理あるいは意識のもとで行動をしていたことが明らかになった。

この代表意識からは、領域的に選出される（その点では近代的な）議員を選任して議事を展開しようとしても、その議員は必ずしも領域性に拘束されずに行動する可能性を指摘できた。

そしてこの点が補正され、地域代表としての意味を議員が持つようになる理路として、初期県会以降、地域利害が議会において問題になる可能性を指摘した。

また、本研究では、日本以外の地域の研究との交流によって、研究の深化をはかった。2016年7月近世イギリス史研究会特別例会で

は、青木康編『イギリス近世・近代史と議会制統治』（吉田書店、2015年）の書評会であったが、その場で日本史における議論の歴史という立場から、イギリスの近世近代における議会制統治研究を扱った前掲書籍にコメントを加え、「討論史」という研究の方法論がありえるのではないかと、などという意見交換ができた。

2017年2月韓国済州で行われた日韓民衆史ワークショップでは、「日本における近世近代移行期研究と民主主義」という題の報告を行い、議事のあり方から、近世社会から近代社会への移行を考えるという視点の必要性を提起し、民主主義の歴史研究というテーマにも資する旨報告した。提起は韓国の民主主義をテーマとする歴史研究者からもおおむね好意的に受け止められた。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計3件)

(1) 三村昌司，公論世界と政党・名望家，『歴史評論』，817号，査読有，2018年，13-20頁

(2) 三村昌司，書評と紹介・塩出浩之編『公論と交際の東アジア』，『日本歴史』，804号，査読無，2018年，103-105頁

(3) 三村昌司，紹介・白井哲哉・須田努編著『地域の記録と記憶を問い直す 武州山の根地域の一九世紀』，『歴史評論』804号，査読無，2017年，108頁

(4) 三村昌司，柏崎県における郡中議事者，『会報明治維新史学会だより』，24号，査読無，2017年，4頁

〔学会発表〕(計3件)

(1) 三村昌司，柏崎県における郡中議事者，2017年度第47回明治維新史学会大会，2017年

(2) 三村昌司，日本における近世近代移行期研究と民主主義，第16回韓日民衆史共同ワークショップ，2017年

(3) 三村昌司，コメント，近世イギリス史研究会特別例会，2016年

〔図書〕(計1件)

(1) 歴史科学協議会編，勉誠出版，『知っておきたい歴史の新常識』，2017年，154-157頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況（計0件）

6．研究組織

(1)研究代表者

三村昌司（MIMURA SHOJI）

防衛大学校・人文社会科学群・准教授

研究者番号：40525929